

6 米国の貯水槽水道に関する研究

6-1 米国の貯水槽水道に関する行政組織

連邦レベルでは、環境保護庁（USEPA）が担当している。E P Aの機構は、

長官 (Administrator)



水担当副長官 (Assistant Administrator for Water)



地下水・飲料水室¹(Office of Ground Water and Drinking Water)

↓ *このほかに、Office of Science and Technology, Office of Waste Water

↓ Management, Office of Wetlands Oceans and Watershed がある。



(1)水資源管理評価担当官 (スタッフ) (Resources Management and Evaluation Staff)

(2) 飲料水保全課(Drinking water Protection Division)、

• Protection Branch

• Prevention Branch

• Infrastructure Branch

(3) 基準・リスク管理課(Standards and Risk Management Division)

• Targeting and Analysis Branch

• Standards and Risk Reduction Branch

• Technical Support Center, Cincinnati

(4) 水安全課(Water Security Division)、

• Security assistance Branch

• Threats, Analysis, Prevention, And Preparedness Branch

さらに、州政府、市政府などが水道行政を担当している。

米国の水道制度の概要について以下に述べる。

米国での水道に関連する法律は、1974年に制定された「安全飲料水法(Safe Drinking Water Act)」(以下SDWAという。)である。SDWAでは、25人あるいは15給水栓以上で年間60日以上利用する者に飲料水を供給するものを水道事業として定義している。2000年現在、米国全体で約170000箇所の水道がある。(Community Water System Survey 2000, USEPA)。そのうち、一年を通じて水を供給するものを「地域水道事業(Community Water System)」と定義している。この数は2000年現在53,410箇所で国民の大半(約2億6千万人)に水を供給している。米国でも基本的な水道システムは日本と同じであるが、大き

く異なるのは経営主体が公共団体ではなく民間経営のものが 51%となっていることである。

SDWA は、水道事業に対して適用され、水道事業者の施設（取水から需要者のメータ部まで）のみが規制対象となっている。建築物内の管理は建物の所有者の責任の下に置かれている。水道事業者から供給される水道水のみを水源とする貯水槽水道は、SDWA の規制対象となっていない。さらに、その他の連邦法でも規制されていない。自己責任の考えが徹底されているということである。

ただし、貯水槽水道の管理者が、各家庭から料金を徴収する場合、受水後に何らかの処理（塩素消毒を含む）をする場合、地下水などと混ぜて供給する場合には、貯水槽水道は、水道事業となり SDWA の規制を受ける。

日本においては、水道法のなかで「貯水槽水道」が定義され、最終的な供給水についても直結給水器具の品質規格や給水装置工事事業者の資格による制限をもうけることなどにより水道事業者がある程度の責任を負うことになっている。これは、日本においては大半の水道事業者が市町村など公共団体の経営によっておこなわれていることがその大きな理由であろう。これが米国のように水道事業者の多くが民間であれば、法で規定された本来の責任の範囲をこえて水道事業者に責任をとらせることは困難と考えられる。

日本人の多くが特に衛生の確保に関しては「役所」に期待している現状を考えれば、米国の方法を日本にそのまま導入できない点が多いと考えられる。

6-2 米国における建築物内水道のしくみについて

米国では、これまでも、建築物内に貯水槽を設置することを避けてきた。これは、貯水槽があると、汚染のリスクがたかまり、適切な維持管理が必要となるので、いわゆるメンテナンス・フリーを志向する米国では、直結給水が推奨されてきたという経緯がある。さらに、いわゆる 9.11 米国同時多発テロ以降はテロ対策のためその政策が徹底されている。

米国でのメータ以降の施設の安全確保については、SDWA では規制されていないが、メータ以降の設備は、「配管規則 (Plumbing Code)」にしたがって設置されている。配管規則では、使用機材の構造材質の規格が詳細に規定され、規格に合致したものを使用すれば安全性が確保できるとされている。しかし、いったん配管規則にしたがって工事が行われた後では、維持管理をほとんど想定していない（もし問題があれば機材の取替えを行う）。

また、配管規則は、国や州政府の規格ではなく規格策定や水道工事業など関連団体が作成した民間規格である。（たとえば、全国的に用いられている Uniform Plumbing Code は、International Association of Plumbing and Mechanical Officials が作成している。）

全国的な Code も複数存在し、各州ではそのいずれかを参考にして各州の関連業界で構成される団体が州政府と協議して独自の規則を作成し、それに基づき管工事業者は工事を行うこととなっている。